

第2章 地下水の水質測定結果

- 1 水質測定の概要
- 2 測定結果の概要
- 3 水質測定結果個表

第2章 地下水水質測定結果

1 水質測定の概要

平成元年度より、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、地下水水質の状況を監視している。

(1) 調査種類

- ・概況調査 : 県下の全体的な地下水水質の状況を把握するために実施する調査
- ・定期モニタリング調査 : 過去にトリクロロエチレン等が検出された地区の地下水の動向を経年的に把握するための調査

(2) 調査項目

26項目 (別表のとおり)

カドミウム	1,2-ジクロロエタン	チオベンカルブ
全シアン	1,1-ジクロロエチレン	ベンゼン
鉛	シス-1,2-ジクロロエチレン	セレン
六価クロム	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
ヒ素	1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素
総水銀	トリクロロエチレン	ほう素
アルキル水銀	テトラクロロエチレン	
PCB	1,3-ジクロロプロペン	
ジクロロメタン	チウラム	
四塩化炭素	シマジン	

2 測定結果の概要

平成16年度は、概況調査を26市町村の107本の井戸、定期モニタリング調査を13市町村の32本の井戸、延べ32市町村139本で実施した。

(表1)

(1) 概況調査結果 : 表2のとおり

(2) 定期モニタリング調査結果 : 表3のとおり

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日付け環境庁告示第10号

No.	項目	環境基準	報告下限値	測定方法
1	カドミウム	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0102の55に定める方法
2	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
3	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	規格K0102の54に掲げる方法
4	六価クロム	0.05 mg/L以下	0.04 mg/L	規格K0102の65.2に掲げる方法
5	ヒ素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L	告示付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005mg/L	告示付表2に掲げる方法
8	PCB	検出されないこと	0.0005mg/L	告示付表3に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
16	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
19	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006mg/L	告示付表4に掲げる方法
20	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
23	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.001 mg/L	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
25	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.1 mg/L	規格K0102の34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
26	ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	規格K0102の47.1に定める方法又は告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

規格：日本工業規格

告示：昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）

*No. 24, 25, 26を除く項目の報告下限値は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」の検出基準値である。

表1 平成16年度地下水 市町村別調査井戸数

市町村名	概況調査(一般)		概況調査(国・市町村)		概況調査合計		拡大調査		定期モニタリング調査		合計	
	井戸本数	(延本数)	井戸本数	(延本数)	井戸本数	(延本数)	井戸本数	(延本数)	井戸本数	(延本数)	井戸本数	(延本数)
佐賀市	8	(8)	10	(10)	18	(18)			2	(4)	20	(22)
唐津市					0	(0)			3	(6)	3	(6)
鳥栖市	4	(4)	3	(3)	7	(7)			7	(14)	14	(21)
多久市	4	(4)			4	(4)					4	(4)
伊万里市	8	(8)	1	(1)	9	(9)			1	(2)	10	(11)
武雄市	8	(8)			8	(8)					8	(8)
鹿島市			1	(1)	1	(1)					1	(1)
大和町			1	(1)	1	(1)			1	(2)	2	(3)
富士町	3	(3)			3	(3)					3	(3)
神埼町	4	(4)			4	(4)					4	(4)
三田川町					0	(0)			3	(6)	3	(6)
脊振村			1	(1)	1	(1)					1	(1)
基山町					0	(0)			4	(8)	4	(8)
北茂安町	4	(4)			4	(4)			2	(4)	6	(8)
上峰町	8	(8)			8	(8)					8	(8)
小城町			1	(1)	1	(1)			1	(2)	2	(3)
牛津町	3	(3)			3	(3)					3	(3)
芦刈町			2	(8)	2	(8)					2	(8)
浜玉町					0	(0)			2	(4)	2	(4)
巖木町			1	(1)	1	(1)			1	(2)	2	(3)
相知町			1	(1)	1	(1)					1	(1)
呼子町	4	(4)			4	(4)					4	(4)
鎮西町	4	(4)			4	(4)					4	(4)
肥前町			1	(1)	1	(1)					1	(1)
玄海町	8	(8)	1	(1)	9	(9)					9	(9)
西有田町					0	(0)			3	(6)	3	(6)
北方町	4	(4)			4	(4)					4	(4)
江北町					0	(0)			2	(4)	2	(4)
白石町			4	(4)	4	(4)					4	(4)
福富町			2	(2)	2	(2)					2	(2)
有明町			2	(2)	2	(2)					2	(2)
太良町			1	(1)	1	(1)					1	(1)
合計	74	(74)	33	(39)	107	(113)	0	(0)	32	(64)	139	(177)
15年度	80	(80)	33	(39)	113	(119)	10	(20)	35	(67)	158	(206)

表2 地下水水質測定結果 調査区分別総括表

調査区分 項目	概況調査(一般)		概況調査(国)		概況調査(市町村)		概況調査(計)		定期に別分調査		合計	
	検体数	超過/検出	検体数	超過/検出	検体数	超過/検出	検体数	超過/検出	検体数	超過/検出	検体数	超過/検出
井戸本数(美数)	74	0/18	13	0/4	20	0/10	107	0/32	32	8/14	139	8/46
井戸本数(延数)	74	0/18	19	0/4	20	0/10	113	0/32	64	16/27	177	16/59
延項目数 トシホ	1172	0/22	125	0/4	186	0/13	1483	0/39	242	17/41	1725	17/80
全シブ	22				10		32				32	
鉛	22				9		31				31	
鉛	25				10		35				35	
六価クロム	74				10		84		12	4/4	96	4/4
砒素	19				10		29		4	2/4	33	2/4
総水銀	19				10		29		8	1/1	37	1/1
アルキル水銀	19				1		20		8		28	
PCB	19						19				19	
ジクロロベン	74		7		10		91		8		99	
四塩化炭素	74		7		10		91		8		99	
1,2-ジクロロベン	74		7				81				81	
1,1-ジクロロベン	74		7		10		91		10	2/2	101	2/2
シス-1,2-ジクロロベン	74		7		10		91		10	2/5	101	2/5
1,1,1-トリクロロベン	74		7				81		58	0/3	139	0/3
1,1,2-トリクロロベン	74		7				81				81	
トリクロロベン	74		15		10		99		58	4/14	157	4/14
テトラクロロベン	74		15		20		109		58	2/8	167	2/8
1,3-ジクロロベン	74		5		1		80				80	
チラマ	19		2		1		22				22	
シブ	19		2		2		23				23	
チオベンソール	19		2		2		23				23	
ベンゼン	74		7		10		91				91	
トル	22		4		10		36				36	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	0/17	18	0/3	10	0/9	47	0/29			47	0/29
フッ素	19	0/4	3	0/1	10	0/4	32	0/9			32	0/9
ホウ素	22	0/1	3		10		35	0/1			35	0/1

注) 超過は環境基準値を超えた数、検出は報告下限値を超えた数を示す。